

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7 月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第61号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1～4 [略]	1～4 [略]
<u>5 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</u>	
<u>6 [略]</u>	5 [略]
<u>7 [略]</u>	6 [略]
<u>8 [略]</u>	7 [略]
<u>9 [略]</u>	8 [略]
<u>10 [略]</u>	9 [略]
<u>11 [略]</u>	10 [略]
<u>12 [略]</u>	11 [略]
<u>13 [略]</u>	12 [略]
	<u>(保育所に置くべき職員及びその員数の特例)</u>
	<u>13 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</u>
	14 保育所（適正な運営が確保されている保育所として規則で定める要件を

満たすものに限る。以下同じ。)に係る第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

15 1日につき8時間を超えて保育を行う保育所に係る前項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有する者」とあるのは「有する者又は規則で定める数の範囲内において保育士と同等の知識経験を有する者として規則で定める者」とする。

16 附則第14項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき保育士とみなして置くことができる者(附則第13項の規定に基づき保育士とみなして保健師等を併せて置くときは、当該保健師等を含む。)の数は、第44条第2項の規定により置くべき保育士の数の3分の1を超えてはならない。

17 保育所について、第44条第2項ただし書の規定により置くべき保育士の数が2人となるときは、同項ただし書の規定により置くべき保育士のうち1人は、当分の間、同項の規定にかかわらず、保育士と同等の知識経験を有する者として規則で定める者として置くことができる。ただし、附則第13項の規定に基づき保育士とみなして保健師等を置くときは、この限りでない

—

備考 改正部分は、下線の部分である。

(幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年岩手県条例第103号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幼保連携型認定こども園に置くべき職員及びその員数等)	(幼保連携型認定こども園に置くべき職員及びその員数等)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前項に規定する職員は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員	3 前項に規定する職員は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員

免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項に規定する登録（以下この項において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師でなければならない。

4～7 [略]

附 則

1～9 [略]

免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第11項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項に規定する登録（以下この項において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師でなければならない。

4～7 [略]

附 則

1～9 [略]

（幼保連携型認定こども園に置くべき職員及びその員数等の特例）

10 幼保連携型認定こども園（適正な運営が確保されている幼保連携型認定こども園として規則で定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）について、第3条第2項ただし書の規定により置くべき園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が2人となるときは、同項から同条第5項までの規定により置くべき職員のうち1人は、当分の間、同条第3項の規定にかかわらず、保育教諭と同等の知識経験を有する者として規則で定める者とすることができる。

11 第3条第2項から第5項までの規定により幼保連携型認定こども園に置くべき職員は、当分の間、同条第3項の規定にかかわらず、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。）とすることができる。この場合において、当該小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

12 1日につき8時間を超えて教育及び保育を行う幼保連携型認定こども園に係る前項の規定の適用については、同項中「小学校教諭又は」とあるのは「小学校教諭若しくは」と、「除く。）」とあるのは「除く。）」又は規

則で定める数の範囲内において保育教諭と同等の知識経験を有する者として規則で定める者」と、「者は」とあるのは「者又は保育教諭と同等の知識経験を有する者として規則で定める者は」とする。

13 附則第11項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき幼保連携型認定こども園に置くことができる者の数は、第3条第2項から第5項までの規定により置くべき職員の数の3分の1を超えてはならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第3条 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年岩手県条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="203 683 293 711">附 則</p> <p data-bbox="152 778 613 807">この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p data-bbox="1211 683 1301 711">附 則</p> <p data-bbox="1167 730 1323 759"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="1128 778 1648 807">1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p data-bbox="1167 826 1570 855"><u>（職員配置及び職員資格の特例）</u></p> <p data-bbox="1128 874 2119 1385">2 <u>認定こども園について、第3条第1項後段の規定により置かなければならない教育及び保育に従事する者の数が2人となるときは、同項の規定により置かなければならない教育及び保育に従事する者のうち1人は、当分の間、第4条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、その者が、同条第1項又は第4項に規定する保育に従事する者である場合にあっては幼稚園の教員の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者又は幼稚園の教員の普通免許状若しくは保育士の資格を有する者と同等の知識経験を有する者として規則で定める者と、第4条第2項に規定する教育及び保育に従事する者である場合にあっては幼稚園の教員の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識経験を有する者として規則で定める者としてすることができる。</u></p> <p data-bbox="1128 1404 2119 1433">3 第4条第1項及び第4項に規定する保育に従事する者は、当分の間、こ</p>

これらの規定にかかわらず、幼稚園若しくは小学校の教員又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項において同じ。）とすることができる。

4 第4条第2項に規定する教育及び保育に従事する者は、当分の間、同項の規定にかかわらず、小学校の教員又は養護教諭の普通免許状を有する者とすることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 1日につき8時間を超えて教育及び保育を行う認定こども園に係る前2項の規定の適用については、附則第3項中「教員又は」とあるのは「教員若しくは」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）」又は規則で定める数の範囲内において幼稚園の教員の普通免許状若しくは保育士の資格を有する者と同等の知識経験を有する者として規則で定める者」と、前項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有する者」とあるのは「有する者又は規則で定める数の範囲内において幼稚園の教員の普通免許状若しくは保育士の資格を有する者と同等の知識経験を有する者として規則で定める者」と、「当該者」とあるのは「当該小学校の教員若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は幼稚園の教員の普通免許状若しくは保育士の資格を有する者と同等の知識経験を有する者として規則で定める者」とする。

6 附則第3項及び第4項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき認定こども園に置くことができる者の数は、第3条及び第4条（第5項を除く。）の規定により置かなければならない教育及び保育に従事する者の数の3分の1を超えてはならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。